

# 介護保険だより

平成27年 8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成27年8月1日からの介護保険法及び関係政省令一部改正に伴う見直しについて

介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い平成27年8月1日から、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費の負担限度額の見直し、食費・部屋代の負担軽減の見直し、特別養護老人ホームの相部屋（多床室）代の見直しが行われます。

### 1 一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し

65歳以上の方で、合計所得金額<sup>\*</sup>が160万円以上(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)の方については、利用者負担割合が2割になります。

ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

なお、月々の利用者負担には上限額が設けられているため、1割負担から2割負担になった方の月々負担が単純に2倍になる訳ではありません。(詳しくは「2 高額介護サービス費の負担限度額の見直し」をご覧ください。)

利用者負担割合については、各保険者(市区町村)から発行される「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて確認し、請求事務を行っていただきますようお願いいたします。

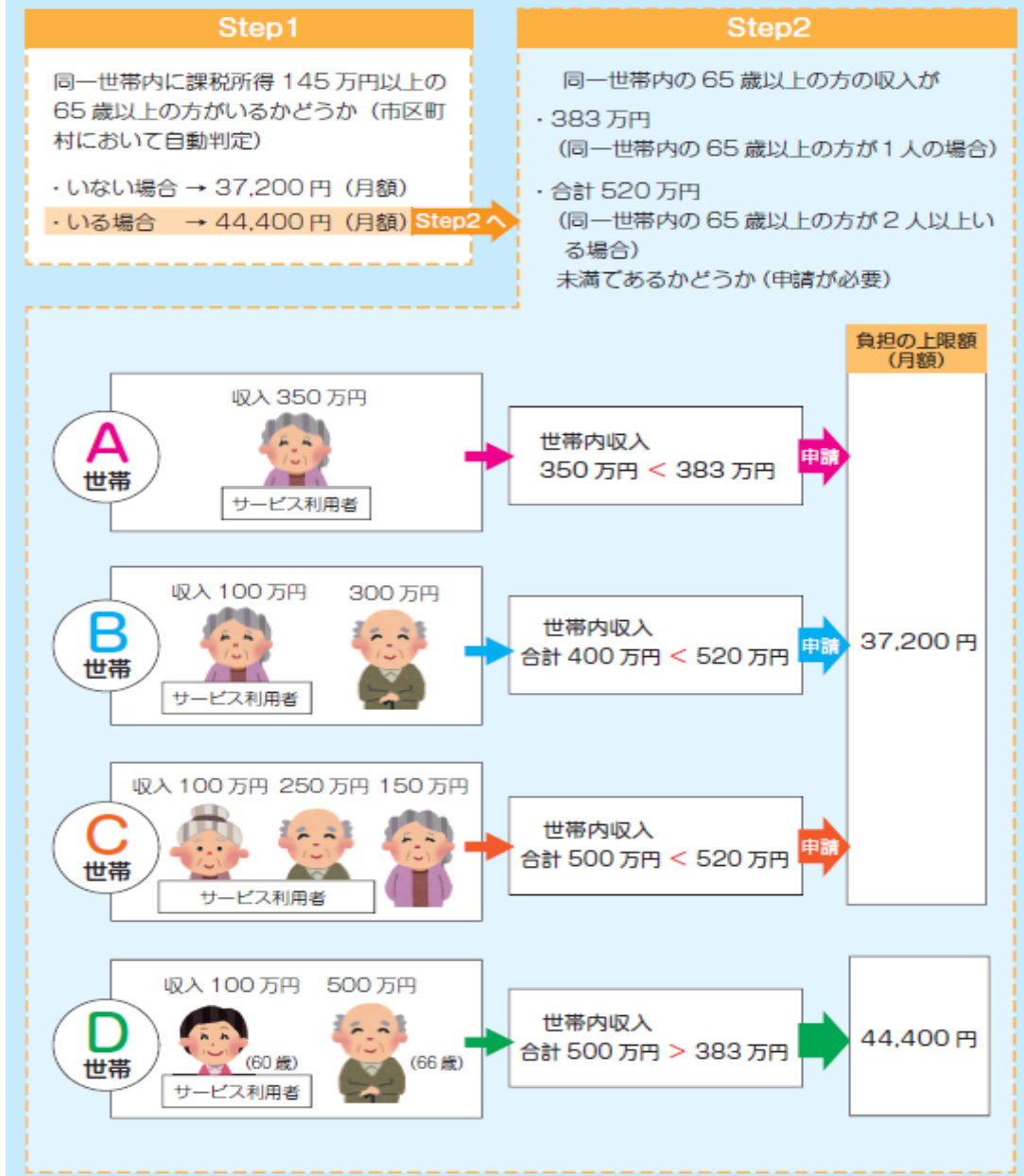
※ 合計所得金額：収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

### 2 高額介護サービス費の負担限度額の見直し

高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときに、超えた分が払い戻される既存の制度ですが、今回の改正により、同一世帯内に課税所得<sup>\*</sup>145万円以上の65歳以上の方がいる場合、月額37,200円から44,400円に引き上げられます。

※ 課税所得：収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

## 〈判定の流れ〉



### 3 食費・部屋代の負担軽減の見直し

介護保険3施設<sup>\*</sup>やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、利用者による負担が原則ですが、低所得の方については食費・部屋代について負担軽減を行っています。しかし、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、一定額以上の預貯金等資産をお持ちの方等には、ご自身でご負担いただくこととなります。

なお、利用者負担段階と負担限度額につきましては、以下の表のとおりとなります。

※ 介護保険3施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額 (日額)		
		部屋代	食費	
第1段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円
		従来型個室	(特養等) 320円 (老健・療養等) 490円	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第2段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80万円以下の方	多床室	370円	390円
		従来型個室	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円	
		ユニット型準個室	490円	
		ユニット型個室	820円	
第3段階	・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円
		従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円	
		ユニット型準個室	1,310円	
		ユニット型個室	1,310円	
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし		

4 特別養護老人ホームの相部屋（多床室）代の見直し

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイ利用者含む。）のうち、市区町村民税課税世帯の方等については、新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

なお、具体的な部屋代については、施設と入所者の方などの契約事項になりますが、低所得の方の相部屋（多床室）の居住費の基準となる額（基準額用額）については、1日当たり370円から840円へと変更になります。

なお、今回の改正の詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

平成27年4月制度改正に係る地域単価の変更について

平成27年4月の制度改正に伴い、群馬県内の地域単価は「高崎市：6級地」、「前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町：7級地」、その他の市町村についてはその他地域となっています。

地域単価を誤って請求すると「ASSO」や「ASSA」というエラーコードにより、返戻となります。

請求をいただく際には、もう1度誤りがないかよく確認してから請求を行っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>



国保連合会